

自己点検事項

◇ 輸血管理料 I (K920-2)

(1) 当該保険医療機関の輸血部門において、当該保険医療機関の輸血業務全般に関する責任者として専任の常勤医師が配置されている。 ( 適 ・ 否 )

(2) 当該保険医療機関の輸血部門において、臨床検査技師が常時配置されており、専従の常勤臨床検査技師が1名以上配置されている。 ( 適 ・ 否 )

(3) 当該保険医療機関の輸血部門において、輸血用血液製剤及びアルブミン製剤 (加熱人血漿たん白を含む。) の一元管理がなされている。 ( 適 ・ 否 )

(4) 次に掲げる輸血用血液検査が常時実施できる体制が構築されている。 ( 適 ・ 否 )

ア ABO血液型

イ Rh(D)血液型

ウ 血液交叉試験又は間接Coombs検査

エ 不規則抗体検査

(5) 輸血療法委員会が設置され、年6回以上開催されている。 ( 適 ・ 否 )

※ 当該委員会において、血液製剤の使用実態の報告がなされる等、輸血実施に当たっての適正化の取組がなされている。

(6) 輸血前後の感染症検査の実施又は輸血前の検体の保存が行われ、輸血に係る副作用監視体制が構築されている。 ( 適 ・ 否 )

(7) (5)、(6)及び血液製剤の使用に当たっては、「輸血療法の実施に関する指針」及び「血液製剤の使用指針」の一部改正について(平成26年11月12日付薬食発1112第12号厚生労働省医薬食品局長通知)を遵守し適正に実施されている。

特に、血液製剤の使用に当たっては、投与直前の検査値の把握に努めるとともに、これらの検査値及び患者の病態を踏まえ、その適切な実施に配慮されている。 ( 適 ・ 否 )

点検に必要な書類等

・輸血業務全般に関する責任者である専任の常勤医師の配置が確認できる出勤簿等

点検に必要な書類等

・輸血部門に臨床検査技師が常時配置されていることが確認できる書類  
・輸血部門に専従の常勤臨床検査技師の出勤簿

点検に必要な書類等

・輸血用血液検査が常時実施できる体制が確認できる書類

点検に必要な書類等

・輸血療法委員会の設置要綱、議事録等

医療機関コード

保険医療機関名